

ヘルパーステーション向陽の里 料金表

令和6年6月 現在

- 1. 訪問介護
- 2. 第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)

1. 訪問介護の利用料

【基本部分】(1回につき)

サービス内容 / 時間区分		基本利用料	利用者負担額 基本利用料の1割
身体介護	(1)20分未満	1,830 円	183 円
	(2)20分以上 30分未満	2,740 円	274 円
	(3)30分以上 1時間未満	4,350 円	435 円
	(4)1時間以上	6,370 円	637 円
	1時間以上 30分増す毎に+90 単位		
生活援助	20分以上 45分未満	2,010 円	201 円
	45分以上	2,470 円	247 円
身体介護+生活援助	身体介護(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合 25分増す毎に+72 単位		
	身体 30分+生活 30分程度	3,470 円	347 円
	身体 30分+生活 60分程度	4,200 円	420 円
	身体 60分+生活 30分程度	5,070 円	507 円

※上記料金は、特定事業所加算Ⅱを算定した場合の料金となります。
※上記料金は、単位数に新潟市の地域単価(1単位=10.21円)を乗じて算出しています。

2. 第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)の利用料

【基本部分】

サービス種類		ひと月の利用回数	基本利用料	利用者負担 (1割)
週一回程度	訪問型サービス21	合計3回までの場合 (1回につき)	2,930円／回	293円／回
	訪問型サービス11	月4回超の場合 (ひと月につき)	12,006円／月	1,201円／月
週二回程度	訪問型サービス21	合計7回までの場合 (1回につき)	2,930円／回	293円／回
	訪問型サービス12	月8回超の場合 (ひと月につき)	23,983円／月	2,399円／月
週二回超える程度	訪問型サービス21	合計11回までの場合 (1回につき)	2,930円／回	293円／回
	訪問型サービス13	12回超の場合 (ひと月につき)	38,052円／月	3,806円／月

※上記料金は、単位数に新潟市の地域単価(1単位＝10.21円)を乗じて算出しています。

※訪問型サービス13は事業対象者、要支援2の方のみです。

【加算】

以下の要件を満たす場合、基本部分に下記の料金が加算されます。

加算の種類		加算の要件	加算額	
			基本利用料	利用者負担額
※	初回加算	新規または、過去二月にサービスを受けていない利用者に対して、サービス提供を行った場合(ひと月につき)	2,042 円	205 円
※	生活機能向上 連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	訪問リハビリ等と共同で、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、サービス提供した場合(ひと月につき)	(Ⅰ) 1,021 円	(Ⅰ) 103 円
			(Ⅱ) 2,042 円	(Ⅱ) 204 円
	緊急時 訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき) ○受付時間: 午前8時30分～午後5時30分 ○対応可能時間: 午前7時～午後10時	1,021 円	103 円
※	特定事業所加算 (Ⅰ)～(Ⅴ)	当該加算の体制要件、人材要件、重度要介護者等対応要件等を満たす場合	(Ⅰ) 基本部分の 20%	
			(Ⅱ) 基本部分の 10%	
			(Ⅲ) 基本部分の 10%	
			(Ⅳ) 基本部分の 3%	
			(Ⅴ) 基本部分の 3%	
※	介護職員等 処遇改善加算 (Ⅰ)～(Ⅳ)	当該加算の算定要件を満たす場合 ○総単位数は基本部分に各種加算減算を含めた単位数の合計 ○区分支給限度基準額の算定対象から除外 ○経験・技能のある介護職員(10 年以上の経験がある介護福祉士)に対して処遇改善を行うための費用です。 ※所定単位数は基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とします。 ※当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。	(Ⅰ) 所定単位数の 24.5% (Ⅱ) 所定単位数の 22.4% (Ⅲ) 所定単位数の 18.2% (Ⅳ) 所定単位数の 14.5%	
	夜間・早朝加算	夜間帯(18 時～22 時)又は早朝(7 時～8 時)にサービスを提供した場合	基本部分の 25%	
	二人の訪問介護 員等の場合	利用者の状況等により、二人の訪問介護員等によるサービス提供が必要な場合	基本部分の 2 倍	

注) 第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)は※印のみ対象

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供する場合	基本部分の90%
介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者配置減算	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	基本部分の70%

＜キャンセル料＞

都合でサービスの利用を中止する場合、次のキャンセル料が必要です。出来る限り早めにご連絡下さい。ただし、体調の急変等のやむを得ない理由の場合、キャンセル料は頂きません。

連絡の時期	キャンセル料
利用日の2日前	頂きません。
利用日の前日	予定したサービスの基本利用料の 25%
利用日の当日	予定したサービスの基本利用料の 50%

＜その他＞

- 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が料金表の金額と若干異なる場合があります。料金は、単位数に新潟市の地域単価(10.21 円)を乗じて算出しています。(1 円未満は切り捨て)
- これらの利用料等は、厚生労働省の基準省令等に基づき定められた料金であり、基準省令等が改定された場合は、それに従い変更させて頂きます。なお、その場合は、事前に新しい利用料等を書面でお知らせします。
- 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担頂くこととなりますのでご注意ください。
- 一定以上所得者がサービス利用した時の利用者負担額は、2 割又は 3 割負担となります。(平成27年8月から)
- 利用者より高額介護サービス費の支給申請があった場合、利用者負担金より対象となる高額介護サービス費を控除した額を請求します。(受領委任払い)
- 今後、介護報酬の改正等で料金に変更があった場合、料金表の差し替えをもって同意とさせて頂きます。